

【自転車駐車場付置義務の概要】

目黒区自転車等放置防止条例により、指定区域内に特定の用途の施設を新築または増築する場合は、自転車等駐車場を設置しなければなりません。

自転車駐車場付置義務の主な用語

指定区域 (条例第 24 条)	区の区域内の都市計画法に規定する第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域及び工業地域に指定された地域の全域	
対象となる施設 (条例第 25 条)	大規模小売店舗 飲食店	百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店
	金融機関	銀行法に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設
	遊技場	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うための施設
	スポーツ施設	スポーツ、体育その他の健康増進を目的とする施設
	学習施設	学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設
設置の届出 (条例第 31 条)	自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、施設の用途・店舗面積・自転車駐車場の規模等を区長に届け出なければなりません	
	設置・変更時	自転車駐車場設置・変更届
	完了時	自転車駐車場設置完了届
	添付資料	施設案内図・配置図、各会平面図、自転車駐車場の平面図・構造図
措置命令 (条例第 35 条)	区長は、条例の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができます	
公表 (条例第 36 条)	区長は、措置の命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及び命令の内容を公表することができます。	

自転車駐車場の規模

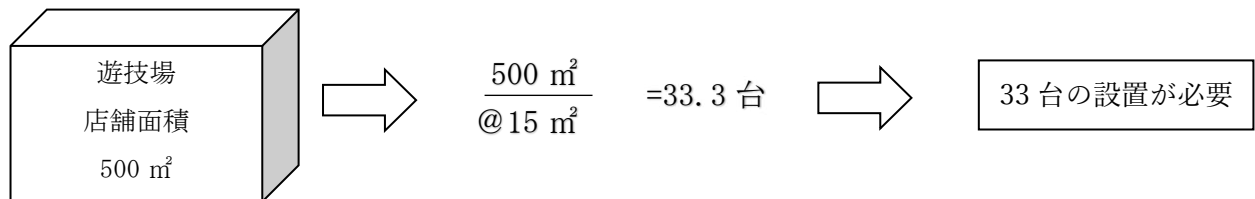
1 施設を新築する場合（条例第 25 条）

<表>

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模	
大規模小売店舗	店舗面積 400 m ² を超えるもの	店舗面積 20 m ² ごとに 1 台	※ 1 台に満 たない箇数 は切り捨て ます
飲食店			
金融機関	店舗面積 500 m ²	店舗面積 25 m ² ごとに 1 台	
スポーツ施設	を超えるもの		
遊技場	店舗面積 300 m ²	店舗面積 15 m ² ごとに 1 台	
学習施設	を超えるもの		

※上記表により算出した自転車駐車場を、当該施設もしくはその敷地内または当該施設から概ね 50m 以内の場所に設置しなければなりません。

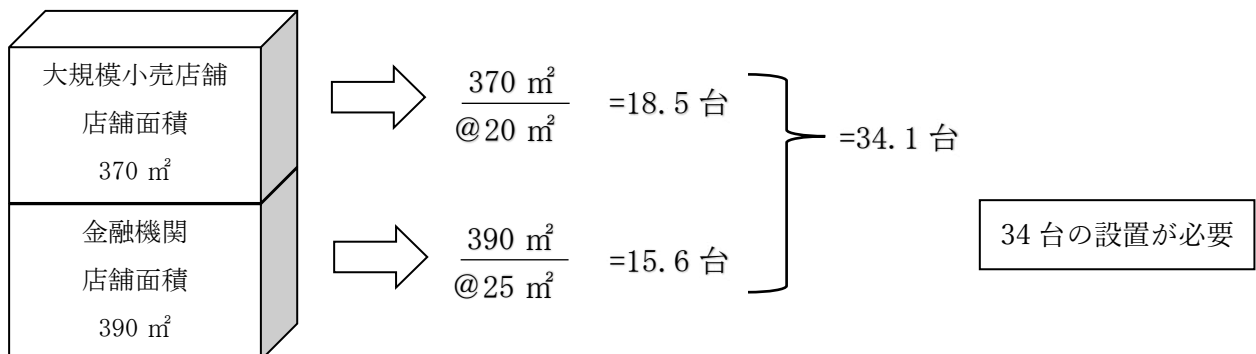
<算出例 1：遊技場＝500 m²>



2 混合用途施設の場合（条例第 26 条）

<表>に掲げる用途のうち、2 つ以上の用途に供する施設（混合用途施設）については、当該用途ごとに同表の基準により算定した自転車駐車場の規模の合計が 20 台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とみなして、第 25 条の規定を適用します。

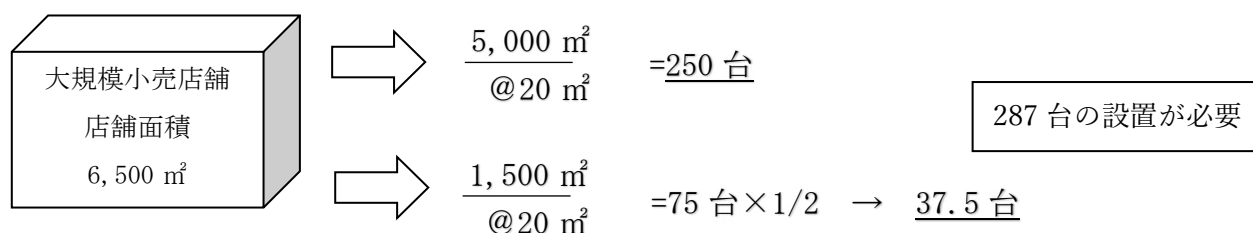
<算出例 2：大規模小売店舗＝370 m²、金融機関＝390 m²>



3 大規模な施設の場合（条例第 27 条）

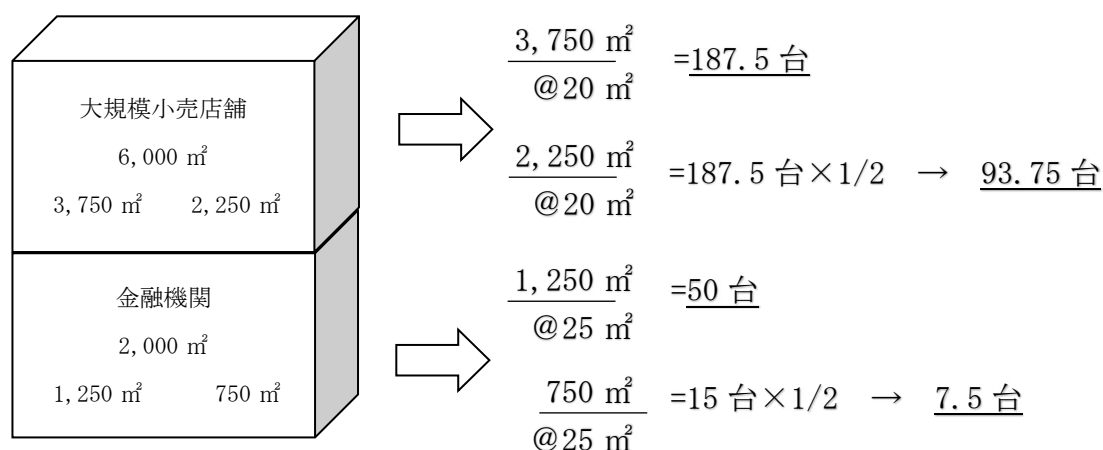
店舗面積が 5,000 m²を超える施設については、店舗面積が 5,000 m²までの部分について<表>により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積が 5,000 m²を越える部分について同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えて得た規模（端数切捨て）をもって、同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とします。

<算出例 3：大規模小売店舗＝6,500 m²>



混合用途施設は、各用途の店舗面積の占める割合に応じて合計面積が 5,000 m²までの部分と 5,000 m²を超える部分における店舗面積の割合とを等しくし、第 27 条の規定により算定した規模とします。

<算出例 4：大規模小売店舗＝6,000 m²、金融機関＝2,000 m²>



$$187.5 + 56.25 + 50 + 15 = 338.75 \text{ 台}$$

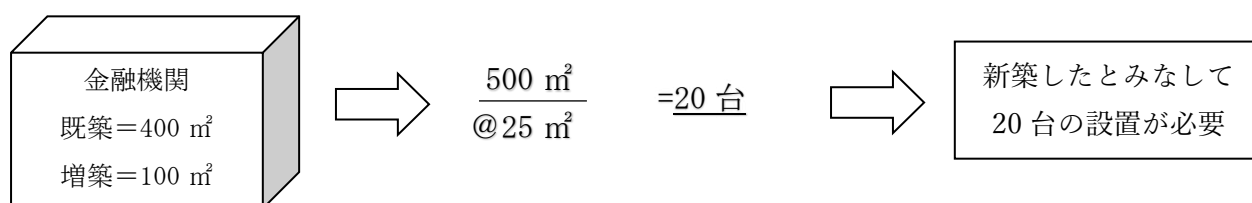
338 台の設置が必要

4 施設を増築する場合（条例第 28 条）

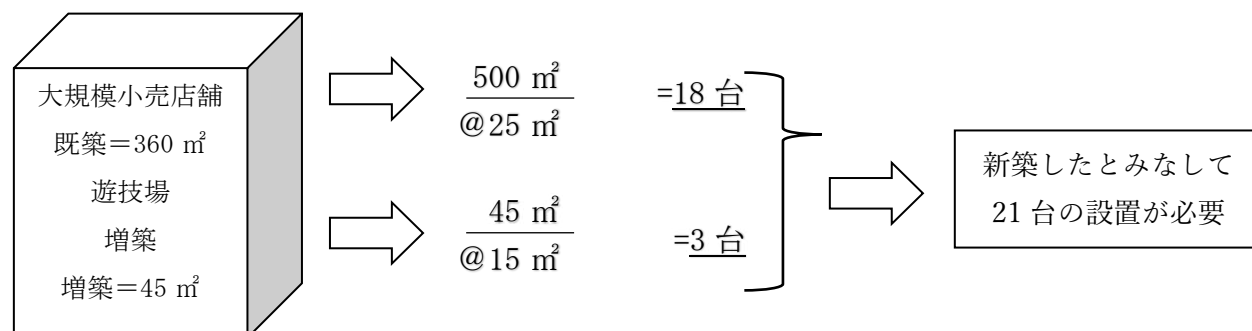
つぎに掲げる施設を増築は、当該増築後の施設を全て新築したとみなして、第 25 条から第 27 条までの規定により算出した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除して得た規模の自転車駐車場を設置しなければなりません。

- （１）＜表＞に掲げる施設についての規模となる増築または当該施設で当該規模のものについての増築
- （２）混合用途施設となる増築または混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設を全て新築したとみなして、用途ごとに＜表＞の基準により算定した自転車駐車場の規模の合計が 20 台以上である場合に係るもの。

＜算出例 5：大規模小売店舗＝既築 400 m²、金融機関＝増築 100 m²＞



＜算出例 6：大規模小売店舗＝6,000 m²、金融機関＝2,000 m²＞



5 特定の事業による設置の場合（条例第 28 条の 2）

つぎに掲げる事業に伴い、第 25 条から第 28 条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする場合、自転車駐車場の規模の特例がございます。次ページ担当までお問合せください。

- （１）都市再開発法に規定する市街地再開発事業
- （２）密集市街地における防災街区の性の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業

よくある質問

Q. 店舗面積には何を含めますか。

A. 厨房や事務所、バックルームなど、普段、施設利用者が入らない場所を除いた面積で算定してください。

Q. 共用部分（トイレ、階段等）は店舗面積に含めますか。

A. 店舗面積が 1,000 m²を超えない場合のみ各用途の店舗面積に含めてください。

Q. サービス店舗は該当しますか。

A. 目黒区自転車等放置防止条例において、対象用途としておりません。

Q. ヨガ施設、マッサージ施設は付置義務対象の用途になりますか。

A. ヨガ施設は対象となりますが、マッサージ施設は体育に該当しないため、対象外となります。

付置義務対象となる施設の例示

遊技場：ぱちんこ屋など

スポーツ施設：スポーツジム、ダンス教室など

学習施設：学習塾、予備校

Q. 自転車 1 台当たりの車室の基準はありますか。

A. 国土交通省では、自転車の駐車スペースの大きさは、長さ 1.9m 以上、幅員 0.6m 以上となっております。そのため、平置きスペースとして整備する場合は、上記の大きさを満たしてください。

なお、ラック式で駐輪させる場合は上記車室を確保する必要はありません。

Q. 用途は住居のみだが、付置義務対象になるのか。

A. 目黒区自転車等放置防止条例での付置義務においては、対象外です。ただ、目黒区都市整備課が所掌しております他条例での対象となる可能性がありますので、お問合せをお願いします。

目黒区都市整備部
土木管理課自転車対策係
電話：03-5722-9444

<付置義務の届出様式はこちらから>

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/dobokukanri/kurashi/koutsuu/churin.html>

目黒区 HP トップページ>くらし・手続き > 交通 > 駐輪場等 > 駐輪場の設置義務・助成